

「鳥栖市空き家・空き地バンク」の手続きのながれ

ご利用の前に・・・

□鳥栖市は売買及び賃貸に関し仲介は行いません。

そのため、契約等で紛争が生じた場合は、当事者間で解決していただきます。

□宅地建物取引業（不動産会社）による仲介を利用されない場合は、個人間での売買となりますので事前に物件の状態、価格、取得後の法規制等を確認してください。

※不動産取引についてご不明な点は宅地建物取引業者（不動産会社）へお問い合わせください。

①空き家等の所有者等（売主）から鳥栖市へ
空き家等バンクの「登録申し込み」



②鳥栖市は空き家等の調査を行い、空き家等バンクに登録が
適当と判断した場合、空き家等バンクに登録



③鳥栖市から「宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会」へ
登録物件について仲介を依頼



④-1 仲介業者が決定した場合
(宅建業者による仲介)

- 各協会は鳥栖市に仲介業者を報告
- 鳥栖市は利用希望者（買主）から登録物件への問合せがあった場合、仲介業者を紹介

④-2 仲介業者が未決定の場合
(個人間売買)

- 鳥栖市は情報紹介・当事者間の連絡調整
- 空き家等の所有者（売主）と希望者（買主）の当事者間で交渉・契約



⑤登録物件の売買等が成立した場合、各協会は鳥栖市へ報告
(個人間売買の場合は登録申請者（売主）から鳥栖市へ報告)



⑥鳥栖市は空き家等バンクの登録物件の内容を変更